

(福祉局)

現 行

政策課

こども・若者ケアラー支援担当課長
担当係長(5)

くらし支援課

地域福祉担当課長

担当係長(5)

保護課

就労・監査担当課長

担当係長(4)

システム担当係長

更生センター・更生援護相談所担当係長

生活保護業務改善担当係長

高齢福祉課

介護保険課

認知症対策担当課長(2)

認知症対策担当係長

担当係長

障害福祉課

担当係長(7)

ひきこもり支援室

担当係長(2)

改 正 案

政策課

係長(4)

相談支援課

再犯防止コーディネーター

課長(ひきこもり支援担当)

課長(こども・若者ケアラー支援担当)

係長(4)

くらし支援課

課長(保護担当)

課長(自立支援・監査担当)

係長(9)

係長(更生センター・更生援護相談所担当)

係長(生活保護業務改善担当)

高齢福祉課

課長(認知症対策担当)(2)

係長(2)

介護保険課

障害福祉課

係長(5)

令和5年度 福祉局 予算説明資料

頁

I 福祉局予算の概要	2
II 歳入歳出予算一覧	6
III 予算関連議案	10
IV 事務事業見直し	18

I 令和5年度 福祉局予算の概要

(◎：新規施策を含む項目、○：拡充施策を含む項目)

少子超高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて福祉行政が抱える課題の多様化・複雑化が進む中、誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現を目指し、将来の福祉課題を見据えた施策を展開します。

【くらしの安心と生活困窮者への支援】

1. 生活困窮者の自立支援

○（１）生活困窮者にかかる相談支援体制の強化〔294,154千円〕

各区役所の「くらし支援窓口」において、緊急小口資金等の特例貸付借受人に対するSMSを活用したフォローアップや、訪問等のアウトリーチによる支援を行うなど、増加する困窮相談に対してきめ細やかな対応を行うことを目的に、引き続き窓口体制を強化します。併せて、家計管理や債務返済計画等について専門的見地から助言を行う「家計改善支援員」の増員を図ります。

また、特に10代・20代の若者は困窮に関する悩みを一人で抱え込んでしまう傾向にあることから、相談・支援機能の充実を図るため、若者をターゲットに困窮者支援を行うNPO等の団体に対し、運営支援と連携強化を図ります。

○（２）生活困窮世帯の学習支援〔77,350千円〕

経済的な事情による学力格差が懸念される中学生等への支援として、市内12ヶ所で開催している学習会型の学習支援事業の対象者を就学援助受給世帯や児童扶養手当受給世帯へも拡大するとともに、オンラインによる個別学習支援も引き続き実施します。

◎2. 再犯防止に関する取り組み〔2,000千円〕

釈放・出所後、早期に適切な支援につなげ、仕事や住居の確保により再犯を防止するため、新たに専任のコーディネーターを配置し、刑事司法関係機関との事前の情報交換や、本人が各種窓口へ相談する際に同行する等の支援を行います。

3. こども・若者ケアラーへの支援〔 24,892 千円 〕

当事者や関係者からの相談を受け、関係機関との連携、公的サービスの調整、当事者同士の交流・情報交換の場への案内等の支援を行うとともに、こども・若者ケアラーと身近で接する方々や福祉関係者の理解促進を図ります。

また、家事や育児の面で負担軽減が必要な 18 歳未満のこどもケアラーがいる世帯に対し、ヘルパーの派遣を実施します。(こども家庭局予算)

4. ひきこもり支援の充実〔 38,738 千円 〕

ひきこもりの方やその家族が孤立することのないよう、相談員との面談や家庭訪問による支援を実施するとともに、実際の参集とバーチャル空間を活用したオンライン開催を組み合わせた居場所への参加促進や、ハローワーク等関係機関と連携した就労支援を行う等、ひきこもりに寄り添いながら社会参加を支援します。

5. 災害時要援護者支援の推進〔 73,151 千円 〕

地域の要援護者支援団体への災害時要援護者台帳の提供を進めるとともに、引き続き市内 21 ヶ所の要援護者支援センターにコーディネーターを配置し、平時から関係機関との連携を図ります。

また、福祉避難所指定施設のうち社会福祉施設において、避難所の開設・運営訓練の実施を促進し、要援護者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

◎ 6. 民生委員の処遇改善〔 331,385 千円 〕

高齢者数の増加や福祉課題の複雑化により増加傾向にある民生委員の業務状況を踏まえ、その活動に見合った実費弁償とするため、その額を現在の 80,200 円から 130,200 円へと大幅に引上げるとともに、欠員区域を補完する民生委員への実費弁償の追加支給を行います。

【高齢者や障害者の方への支援】

◎ 1. プレフレイルへの対策〔 243,000 千円 〕

新型コロナウイルス感染症による外出機会の減少によって、高齢者の筋力低下に伴う転倒リスクの高まりが懸念されるため、高リスクと判定された 71 歳以上の方が参加できる短期集中型のプログラムを各区で開催し、日々の運動や社会参加の習慣化を支援します。

また、引き続きフレイル予防に向けた講話等を組み込んだ介護予防事業や、要介護認定上の要支援者等を対象にフレイル改善のための通所型サービスを実施し、健康寿命の延伸に取り組めます。

2. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進

(1) 認知症神戸モデルの実施〔343,626千円〕

認知症に関する早期受診・早期対応を目的として、65歳以上の方を対象に無料で実施する「診断助成制度」と、認知症の方が起こした事故で被害に遭われた方への見舞金や賠償責任保険を内容とする「事故救済制度」を組み合わせた神戸モデルについて、令和6年度まで継続して実施します。

(2) 認知症の方とその家族への支援〔220,833千円〕

認知症の疑いのある方に対する初期集中支援チームによる訪問支援、市内7ヶ所の認知症疾患医療センターにおける専門医療相談・認知症サロンの開催及び話し相手や外出の付き添い等を行う「KOBEMIMAMORIヘルパー」事業を実施します。

また、認知症の方やその疑いのある方が、生きがいを持って積極的に社会参加できる地域づくりや理解促進を目指し、各種地域団体への専門職派遣を行います。

3. 介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」の推進

(1) 職員のキャリアアップと事業所運営への支援〔83,794千円〕

介護職員初任者研修受講にかかる費用を補助することにより就職初期の基礎的な知識・技術の習得を促進するとともに、その後の介護福祉士資格取得までのキャリア形成をサポートするため、本市が独自に設けた「神戸市高齢者介護士認定制度」の合格者に対して最長5年間の支援金を支給します。

また、法人・事業所に対する支援として、所在地区外から新たに正規職員を採用した場合の住宅手当の一部や、研修を受講する際に必要となる代替職員確保にかかる経費の一部について、補助を実施します。

(2) 外国人介護人材確保にかかる支援（「KOBE de KAIGO」）〔11,353千円〕

外国人介護人材（技能実習生等）のレベルアップによる現場での定着を支援するため、日本語や資格取得に関する学習について介護保険事業所や本人が負担する費用の一部や、上記学習のために研修を受講する際に必要となる代替職員確保にかかる経費の一部について、補助を実施します。

◎ 4. 障害福祉サービスにおける計画相談支援導入の推進〔127,800千円〕

障害者や家族の相談に応じて適切なサービス利用計画の作成を担う「相談支援専門員」が市内で不足していることから、その人員確保と職場定着・キャリアアップを図るため、相談支援専門員増員を支援する補助金を拡充するとともに、相談員歴5年目までの職員を対象とした処遇改善補助を新設します。

併せて、特に「障害児」に関する導入を推進するため、新規受給者を受け入れた相談支援事業所に対する市独自の支援金（10,000円／件）を新設します。

○ 5. 障害児支援の質の向上〔18,895千円〕

障害児の通所支援にかかる質の向上を目的とした放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所への専門家派遣による巡回支援を充実させるとともに、市内の相談支援事業所等に所属する「医療的ケア児等コーディネーター」のネットワーク化を図り、医療的ケア児等に対する地域での支援体制を強化します。

6. 障害者の就労支援〔125,024千円〕

民間企業における障害者の雇用を促進するため、企業に対する制度周知や仕事内容に関する相談会等を実施するとともに、市内5ヶ所に設置する「しごとサポート」において、相談者の障害特性を踏まえた一般就労または福祉的就労への案内、就労後の支援を行います。

7. 障害者の親なき後対策の強化

（1）障害者地域生活支援拠点における見守り支援〔55,341千円〕

各区に整備した「障害者地域生活支援拠点」に配置する見守り支援員を中心として、支援を受けていない単身の障害者等を対象に、その実態把握や障害福祉サービスの案内に努め、障害者の見守りを行います。

（2）グループホームの整備〔36,358千円〕

障害者の地域移行を支えるグループホームについて、国制度に加えて市独自の整備補助を実施するとともに、不動産取引業者を介してグループホームへの転用を希望する民間住宅と運営法人とのマッチングを行います。

○ 8. 事業所の指定・届出手続のデジタル化

介護保険サービス事業者における業務の効率化と負担軽減を図るため、事業所の新規指定申請・指定更新申請・変更届等の申請・届出手続に関する電子申請システムの本格運用を開始するとともに、審査手数料に関するキャッシュレス決済も実施します。

Ⅱ 歳入歳出予算一覽

〔 1 〕 一般会計

(単位:千円)

歳入			歳出		
款項		金額	款項		金額
16	分担金及負担金	56,970	4	民生費	177,465,793
	1 負担金	56,970	1	民生総務費	13,334,261
17	使用料及手数料	191,193	2	生活保護費	76,594,620
	1 使用料	178,037	4	障害者福祉費	71,665,265
	2 手数料	13,156	5	老人福祉費	8,942,869
18	国庫支出金	91,095,987	6	国民年金費	289,988
	1 負担金	87,993,715	7	民生施設整備費	6,638,790
	2 補助金	2,524,127			
	3 委託金	578,145			
19	県支出金	31,330,577			
	1 負担金	25,482,675			
	2 補助金	5,847,680			
	3 委託金	222			
20	財産収入	21,691			
	1 財産運用収入	15,741			
	3 基金収入	5,950			
21	寄附金	100,550			
	1 寄附金	100,550			
22	繰入金	414,625			
	2 基金繰入金	414,625			
24	諸収入	3,734,830			
	1 納付金	1,664,662			
	2 措置費等受入	279,361			
	5 貸付金元利収入	492,546			
	6 過年度収入	20,541			
	7 雑入	1,277,720			
25	市債	1,953,000			
	1 市債	1,953,000			
歳入合計		128,899,423	歳出合計		177,465,793

〔 2 〕 国 民 健 康 保 險 事 業 費

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 国民健康保険収入	151,687,076	1 国民健康保険費	151,687,076
1 国民健康保険料	27,928,314	1 事務費	2,502,070
2 国庫支出金	89,616	2 保険給付費	104,324,219
3 県支出金	107,121,519	3 国民健康保険 事業費納付金	43,109,200
4 繰入金	16,228,379	4 保健事業費	1,174,561
5 繰越金	1	5 諸支出金	547,026
6 諸収入	319,247	6 予備費	30,000
歳 入 合 計	151,687,076	歳 出 合 計	151,687,076

〔 3 〕 介 護 保 險 事 業 費

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 保 險 料	29,188,304	1 総 務 費	4,360,870
1 介 護 保 險 料	29,188,304	1 総 務 費	4,360,870
2 国 庫 支 出 金	37,713,593	2 保 險 給 付 費	141,310,511
1 国 庫 負 担 金	25,561,516	1 保 險 給 付 費	141,310,511
2 国 庫 補 助 金	12,152,077	3 地 域 支 援 事 業 費	10,181,729
3 県 支 出 金	21,826,825	1 地 域 支 援 事 業 費	10,181,729
1 県 負 担 金	20,362,133	4 基 金 積 立 金	51,306
2 県 補 助 金	1,464,692	1 基 金 積 立 金	51,306
4 支 払 基 金 交 付 金	40,158,640	5 諸 支 出 金	49,092
1 支 払 基 金 交 付 金	40,158,640	1 諸 支 出 金	49,092
5 繰 入 金	27,014,109	6 予 備 費	2,000
1 一 般 会 計 繰 入 金	24,677,469	1 予 備 費	2,000
2 基 金 繰 入 金	2,336,640		
6 繰 越 金	1		
1 繰 越 金	1		
7 諸 収 入	54,036		
1 諸 収 入	54,036		
歳 入 合 計	155,955,508	歳 出 合 計	155,955,508

〔4〕後期高齢者医療事業費

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 収 入	44,047,178	1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	44,047,178
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 險 料	20,668,484	1 事 務 費	299,785
2 国 庫 支 出 金	59,400	2 納 付 金	43,697,147
3 繰 入 金	22,899,268	3 諸 支 出 金	47,246
4 繰 越 金	1	4 予 備 費	3,000
5 諸 収 入	420,025		
歳 入 合 計	44,047,178	歳 出 合 計	44,047,178

Ⅲ 予算関連議案

第 8 号議案

神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例を廃止する条例の件
神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例を廃止する条例を次のように
制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例を廃止する条例
神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例（昭和 48 年 4 月 条例第 9 号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例第 6
条の規定により申し込んだ者に係る資金の貸付けについては、神戸市高齢者及
び障害者居室等改修資金貸付条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効
力を有する。

理 由

高齢者及び障害者居室等改修資金貸付を廃止するに当たり、条例を廃止する必
要があるため。

第 9 号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第 9 条 市は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48万8,000円</u> を支給する。ただし、規則で定める特別の事由に該当するときは、規則で定めるところにより、 <u>48万8,000円</u> に 3 万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算して支給する。 2 [略]	(出産育児一時金) 第 9 条 市は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、規則で定める特別の事由に該当するときは、規則で定めるところにより、 <u>40万8,000円</u> に 3 万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算して支給する。 2 [略]

附 則

1～6 [略]

(令和5年度の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和5年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「基礎賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1)、(2) [略]

8 [略]

(令和5年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

9 令和5年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号

附 則

1～6 [略]

(令和4年度の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和4年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の25を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「基礎賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1)、(2) [略]

8 [略]

(令和4年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

9 令和4年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の25を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号

に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1)、(2) [略]

10 [略]

(令和5年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

11 令和5年度の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1)、(2) [略]

12 [略]

に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1)、(2) [略]

10 [略]

(令和4年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

11 令和4年度の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の25を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1)、(2) [略]

12 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例第9条第1項の規定は、令和5年4月1日以後に出産した被保険者について適用し、同日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和5年度以降の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、な

お従前の例による。

理 由

出産育児一時金の支給額を改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第10号議案

神戸市立保護施設条例の一部を改正する条例の件

神戸市立保護施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立保護施設条例の一部を改正する条例

神戸市立保護施設条例（昭和34年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(退所)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 <u>被保護者で施設に入所している者について、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせている施設にあっては、指定管理者）が退所を必要と認めるときは、保護の実施機関の決定を得て退所させることができる。</u></p>	<p>(退所)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 <u>市長が退所を必要と認めるときは、保護の実施機関の決定を得て退所させることができる。ただし、被保護者以外のものについては、この決定を要しない。</u></p>

3 被保護者以外で施設に入所している者について、市長が退所を必要と認めるときは、退所させることができる。

(指定管理者の指定等)

第8条 市長は、次に掲げる施設の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第4条に規定する事業に係る業務

(2) 施設の入所及び退所に関する業務

(3) 施設の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると思われるものを指定管理者として指定するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

第9条 [略]

第8条 [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

保護施設について指定管理者による管理を可能とするに当たり、条例を改正する必要があるため。

IV 事務事業見直し

No.	事業名	方向性	概要	見直し案	【効果額】 事業費 (千円)	【効果額】 一般財源 (千円)
1	利子補助(福祉医療機構融資、施設整備資金融資)	縮小	福祉施設整備を行う社会福祉法人に対して、独立行政法人福祉医療機構の融資及び神戸市民間社会福祉施設整備資金・用地取得資金融資にかかる利子を補助	令和5年度より新規受付を停止	△ 17,916	△ 17,916
2	住宅改修資金貸付	縮小	住宅改修助成事業の助成を受けた高齢者及び障害者に対する改修資金の貸付・利子の補助	令和6年1月より新規受付を停止	-	-
3	高齢者・障害者居室等改修資金貸付	縮小	自己資金での改修が困難な高齢者及び障害者に対する居室・浴室・便所等の改修資金の貸付・利子の補助	令和6年1月より新規受付を停止	-	-